

《潮来市手話言語の普及に関する条例(案) パブリックコメント記入用紙》

潮来市手話言語の普及に関する条例(案)について、ご意見等がございましたら、本用紙にご記入のうえ、下記までご送付等ください。

送 付 先： 潮来市市民福祉部社会福祉課 障害福祉グループ 行き

郵 送： 〒311-2493 潮来市辻626番地

ファックス： 0299-80-1410

電話メール： shafuku@city.itako.lg.jp

※郵送・電子メールの場合は宛名・件名に「潮来市手話言語の普及に関する条例(案)に対する意見」とご記入ください。

お 名 前	
ご 住 所	
事業所・学校名等	名称： 所在：
電 話 番 号	

項 目	意 見 内 容

○お名前、ご住所、電話番号等を記入してください。提出いただいた個人情報は、他の目的には一切使用しません。 ※通勤、通学の方がご意見を提出される場合は、事業所・学校等の名称及び所在の記入もお願いいたします。

○提出者の名前、住所、電話番号等及び対象者区分が不明な意見は無効とします。

○お寄せいただきました意見の内容(名前、住所、電話番号等個人情報を除く)及びご意見に対する市の回答や考えを市のホームページなどで公表いたします。

○お寄せいただきました意見に対する個別の回答は行いませんので予めご了承ください。

○電話及び口頭での意見応募は、聞き取り誤り等の正確性を欠くおそれがあることから、受付できませんのでご了承ください。

【お問合せ先】

潮来市市民福祉部社会福祉課 障害福祉グループ

電話：0299-63-1111 内線392